

### 固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2023年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を、4月3日から実施します。なお、2023年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は、5月1日に発送します。

○土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
自己の土地・家屋の固定資産税評価額が適正であるか判断できるよう、他の土地・家屋の評価額を確認できます。

○固定資産課税台帳の閲覧  
自己の資産に対する課税内容を具体的に確認していただくため、土地・家屋は名寄帳の写しを、償却資産は課税台帳の写しを交付します。

縦覧・閲覧ができる方①納税義務者、その同居の親族及び納税管理人(同居でも別世帯の方は委任状が必要)②代理人(納税者が自署[法人の場合は代表者印を押印]した委任状または代理人選任届が必要)

●本人確認書類をお持ちください  
①官公署が発行した写真付きの書類1点(運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード等)②上記の書類がない場合は、次の書類2点/組み合わせは、(イ)で2点または、(イ)と(ロ)で1点ずつです。

(イ)官公署が発行した写真無しの書類(健康保険証、介護保険証、年金手帳及び証書、写真無しの住民基本台帳カード、納税通知書等)

(ロ)その他(法人が発行した写真付きの身分証明書等)

縦覧・閲覧期間4月3日(月)～5月31日(水)の午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く)場資産税課(市庁舎2階)/郵送でも申請可能です。詳細は市HPをご覧ください。

問資産税課☎724・2116、2118

○借地・借家人等の固定資産課税台帳の閲覧

土地や家屋を有償で借りている方や1月2日以降に所有権を得た方等、権利の対象となる資産のみ固定資産課税台帳の閲覧申請ができます。

必要な書類本人確認書類(縦覧・閲覧の本人確認書類と同じ)と権利を有する資産を特定するための書類(賃貸借契約書、賃借権の権利者が記載されている登記全部事項証明書等)をお持ちください。また、代理人に依頼する場合は、権利者が自署(法人の場合は、代表者印を押印)した委任状または代理人選任届が必要です。

縦覧期間4月3日(月)からの午前8時30分～午後5時/4月上旬は混雑が予想されます。時間に余裕をもって

申請してください場市民税課(市庁舎2階)☎1件300円

問市民税課☎724・2874

### 移動図書館そよかぜ号

#### 巡回日程表を配布しています

そよかぜ号の日程表は、各市立図書館、各市民センター等で配布しています(町田市立図書館HPでダウンロードも可)。そよかぜ号では本の貸し出し・返却・予約のほか、利用券の発行もできます。日程表をご覧ください。巡回場所等の詳細は、町田市立図書館HP(右記二次元コード)をご覧ください。



問さるびあ図書館☎722・3768、堺図書館☎774・2131

### シニア

#### わくわく仲間づくりカレッジ

#### 里山ウォーキング

市内在住の65歳以上の方/医師から運動制限等を受けている方はご遠慮ください日①5月11日②5月18日③5月25日、いずれも木曜日午前8時50分～午後3時、全3回/集合は、①町田バスセンター②鶴川駅前やすらぎ公園③小田急町田駅ビル東口広場(旧カリヨン広場)☎①JAXA②野津田③芹ヶ谷の各コース(各約7km)を歩く定30人(抽選、結果は4月24日ごろ発送)費1200円申4月6

日正午～12日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシス☎☎230406Bへ。当日の詳細は、町田市シルバー人材センター(☎723・2147、受付時間=午前9時～午後4時)へお問い合わせください。

問高齢者支援課☎724・2146

### 子ども・子育て

#### 生涯学習センター

#### 親と子のまなびのひろば

●きしゃポップ お母さん同士で楽しく子育て情報の交換等を楽しみましょう。

市内在住の0～1歳児(2歳になった月の末日まで)とその母親、妊婦の方日4月11日、25日、いずれも火曜日午後2時～4時(自由遊び時間含む)☎スキップ遊び、子育て情報の交換、季節に合わせた歌、絵本の紹介等

●パパと一緒にきしゃポップ お父さんが赤ちゃんと一緒に過ごすためのヒントが見つかるひろばです。

市内在住の0～1歳児(2歳になった月の末日まで)とその父親日4月16日(日)午後2時～4時(自由遊び時間含む)☎スキップ遊び、手作りおもちゃ制作等

場同センター定各9組(申し込み順)申4月1日午前9時から電話で同センター(☎728・0071)へ。

### 市が所有している土地を一般競争入札で貸し付けします

問市有財産活用課☎724・2151

入札参加案内、契約条件等の詳細は、「市有地貸付公募実施要領」(市有財産活用課(市庁舎5階)で配布、市HPでダウンロードも可)をご覧ください。郵送希望の方はお早めにお問い合わせください。

入札参加資格個人及び法人  
入札日5月9日(火)

#### 貸付予定物件

物件番号	所在地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	用途地域	貸付期間	指定用途	最低貸付価格(月額)
1	中町4丁目430番地	宅地	1027.11	第二種中高層住居専用地域	6月1日～2028年5月31日	レンタカー駐車場 レンタカー店舗	47万8000円

※事情により貸し付けを中止、または一部変更する場合があります。

場市庁舎  
※貸し付けについて質問がある場合は、4月3日(月)～6日(木)にメールで市有財産活用課(☎mcity6160@city.machida.tokyo.jp)へ。  
申4月10日～21日に直接市有財産活用課へ。郵送の場合は4月17日まで(必着)に提出してください。

### 南多摩斎場 ダイオキシン類等調査結果

問南多摩斎場☎797・7641、町田市市民総務課☎724・4346

昨年11月24日に火葬炉排ガス中のダイオキシン類等の測定を行いました。なお、火葬によるダイオキシン類の発生や焼骨の損傷を防

ぐため、棺の中に副葬品(特にプラスチック製品や化学繊維製品等)を入れないよう、ご協力をお願いします。

調査項目(単位)	5号炉	7号炉	指針値等
ダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	2.3	0.26	5(※1)
ばいじん濃度(g/m <sup>3</sup> )	0.144	0.018	0.15(※2)
塩化水素濃度(mg/m <sup>3</sup> )	19	22	700(※2)
硫酸化物濃度(ppm)	4	2	無し
窒素酸化物濃度(ppm)	61	100	250(※2)

※1 「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」による指針値  
※2 「大気汚染防止法」の廃棄物焼却炉(焼却能力2t/h未満)の規制値

### 該当する方は申請を 各種福祉手当

問障がい福祉課☎724・2148☎050・3101・1653

各種手当の概要は下表のとおりです。該当する方は、手当が支給される場合があります。手当によって認定要件や提出書類が異なりますので、申請の前にお問い合わせください。また、認定とならない場合もありますのであらかじめご了承ください。なお、手当受給中の方は振込予定日をご確認ください。

4月1日現在

手当の種類	対象	手当額(月額)	振込予定日
障害児福祉手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③常時介護を必要とする状態にある障がいまたは精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。 ※上記手帳の内容でも対象とならない場合があります。	1万5220円 ※請求の翌月分から支給されます。	5月10日(水)(2月～4月分) 8月10日(水)(5月～7月分) 11月10日(金)(8月～10月分) 2024年2月9日(金)(11月～1月分)
特別児童扶養手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ①身体障害者手帳1～3級程度②愛の手帳1～3度程度③日常生活に著しい制限を受ける程度の障がいまたは精神障がいがある ※所定の診断書で審査します(手帳に代えられる場合有り)。 ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	手当等級1級=5万3700円 手当等級2級=3万5760円 ※請求の翌月分から支給されます。	4月(12月～3月分) 8月(4月～7月分) 11月(8月～11月分) ※11日までに支給。 ※国から支給されます。
特別障害者手当	①～③のいずれかに該当する重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③左記と同等の障がい・精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。 ※上記手帳の内容でも対象とならない場合があります。	2万7980円 ※請求の翌月分から支給されます。	5月10日(水)(2月～4月分) 8月10日(水)(5月～7月分) 11月10日(金)(8月～10月分) 2024年2月9日(金)(11月～1月分)
心身障害者福祉手当	①～④のいずれかに該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。	1万5500円 ※請求の当月分から支給されます。	4月25日(水)(12月～3月分) 8月25日(金)(4月～7月分) 12月25日(月)(8月～11月分)
重度心身障害者手当	①～③のいずれかに該当する常時複雑な介護が必要な65歳未満の方 ①重度の知的障がい、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③両上肢及び両下肢の機能が失われ座位困難である ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除きます。	6万円 ※請求の当月分から支給されます。	毎月20日までに前月分を支給 ※都から支給されます。

※扶養義務者…申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等/上記支給日以外に支払いを行うこともあります/支給日が土・日曜日、祝休日の場合は、原則としてその直前の金融機関営業日を支給日とします。